

宮崎県相談支援専門員 人材育成ビジョン

令和8年3月

宮崎県障がい者自立支援協議会
相談支援部会

1 はじめに

障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービス等の適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠である。その相談支援の実践者となる「相談支援専門員」には、障がい者等からの相談を受け、生活全般のニーズを把握し、サービス等利用計画等を作成するのみではなく、インフォーマルサービスを含めた総合的な支援のコーディネートを行うほか、その地域における地域課題を把握し、その解決に向け地域の取組に発展させていくことなど、多岐にわたる役割が求められている。相談支援体制の構築・確保のためには、相談支援専門員の確保に加えて、こうした多岐にわたる役割を實踐できるように相談支援専門員の資質の向上が必要不可欠である。

そのため、宮崎県における相談支援専門員の継続的な確保と資質向上に向けた人材育成の方向性及び地域で求められる役割等を明確にし、各相談支援専門員が相談支援業務の充実にに向けた自己研鑽に取り組めるようになることを目的として、「宮崎県相談支援専門員人材育成ビジョン」を定めることとしたものである。

なお、各種法令・制度や障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改正・見直しの都度、それらの改正・見直しの内容・趣旨を踏まえて、本ビジョンの内容も見直し等を行うこととする。

2 本県の現状と課題

(1) 相談支援事業における人材不足

人口減少・高齢化が進み、今後ますます担い手人材に限られる状況が予想される一方で、障害福祉サービス等の利用者の増加及び高齢化や障がいの重度化も進んでおり、相談支援専門員の確保及び相談支援の質の向上が必要である。

(2) 地域における中核的人材の確保・育成

基幹相談支援センター設置の有無、地域生活支援拠点等の整備状況や自立支援協議会の活動状況等の地域間格差があり、各地域における相談支援体制整備・地域づくりのための中核的人材の確保・育成が必要である。

(3) 法定研修における講師・演習講師の確保・育成

関係機関の連携・協力により相談支援従事者研修等が実施できているが、持続可能な研修体制を確保するために、講師・演習講師を務める経験豊富な相談支援専門員等の安定的な確保・育成が必要である。

3 宮崎県が理想とする相談支援専門員像

宮崎県においては、日本相談支援専門員協会策定の「相談支援専門員の行動指針」を基本とした価値観・知識・スキルを身に付け、行動・實踐ができる相談支援専門員を目指すこととする。

相談支援専門員の行動指針

(特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会ホームページより)

(定義)

1. 私たち相談支援専門員は、障害児・者等（以下、利用者※とする）が自ら望む自立した地域生活の実現に向けて、本人の意思、人格ならびに最善の利益を尊重し、常に本人の立場に立ち、個別生活支援と地域づくりを両輪とした相談支援を實踐するソーシャルワーク専門職です。

※ 利用者：障害児・者本人及びその家族のほか、障害に関わる課題を有し相談支援専門員による支援を必要とするあらゆる人を指し、障害者総合支援法等における障害福祉サービス等の利用者限定されるものではありません。

(業務の基盤)

2. 私たちは、その業務の基盤を「障害者ケアガイドライン」（平成14年厚生労働省障害保健

福祉部)、「相談支援ガイドライン」(平成22年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業)、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(平成23年障がい者制度改革推進会議総合福祉部会)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号)等に定めるとともに、「障害者権利条約」(2006年国連総会採択)及び「持続可能な開発目標」(SDGs、2015年国連総会採択)、「ソーシャルワークのグローバル定義」(2014年IFSW・IASSW総会採択)等に示される理念を業務の基盤とします。

(所有資格・免許等に係る倫理規定の遵守)

3. 私たちは、本行動指針を遵守するとともに、自らが保有する福祉・保健・医療等の資格・免許に係る専門職の倫理等に関する規定についても遵守します。

(信頼関係の構築)

4. 私たちは利用者のパートナーであり、すべての支援過程において本人の意思を中心とすることを旨とし、信頼関係を構築・保持します。

(意思及び価値の尊重)

- 5 私たちは、すべての利用者について、固有の意思を有し自己決定可能なひとりの生活者として理解します。利用者が多様なかたちで表現する意思を尊重し、その背景にある多様な価値を受容・共有し支援を行います。

(ライフステージに応じた支援)

6. 私たちは、利用者が乳幼児期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じた支援を行います。

(地域生活への移行、地域における生活の維持及び継続の推進)

7. 私たちは、入所・入院等から地域生活への移行に向けた支援、地域生活の維持及び継続の支援等に積極的に取り組みます。また、潜在的な地域生活への移行の意欲の喚起についても同様に取り組みます。

(ストレンクス及びエンパワメント)

8. 私たちは、利用者の支援にあたり、個人と環境のストレンクスを活かし、個人がエンパワメントすることを常に意識し、利用者が自ら望む自立した地域生活の実現を目指します。

(多様な地域資源の活用)

9. 私たちは、利用者が自ら望む自立した地域生活の実現のために必要となる多様な地域資源を把握し、適切に活用します。

(地域資源の改善・開発と地域づくり)

10. 私たちは、社会モデル・生活モデルの立場から、一人ひとりの利用者が抱える課題を地域の課題として捉えます。地域の課題を明確にし、障害者総合支援法に規定される協議会等を活用しながら地域資源の改善及び開発を行い、人は地域の関係性のなかでこそ育ちあうという地域共生社会の実現に資する取り組みを行います。

(連携・協働)

11. 私たちは、利用者が自ら望む自立した地域生活の実現と継続に向けて、多様な人々と連携・協働し、包括的・全人的な支援を提供します。利用者の支援に際して構築されるチームは常に本人を中心とし、このチームが地域のネットワークとして発展するよう努めます。

(説明及び共有)

12. 私たちは、利用者の意思を尊重した全ての支援過程において、説明を行い共有します

(研鑽)

13. 私たちは、ソーシャルワーク専門職として個別生活支援及び地域づくりを実践するための知識及び技術の向上を図るための取り組みを進めます。

4 相談支援従事者研修の目的・内容等

相談支援従事者研修における各研修の目的及び内容は以下のとおりとする。

(1) 初任者研修

相談支援の基礎を学び、イメージ形成を図り、演習・インターバル実習を通して、研修修了後の実践につなげることを目的とする。

- ① 本人の願いや希望を聞き取るスキル及び意思決定支援
- ② 本人像の把握・ニーズ整理・支援・計画作成スキル
- ③ ストレングスの視点及びインフォーマルの活用
- ④ 支援に関する協議の場の体験等による地域の自立支援協議会に関する理解促進

(2) 現任研修

自らの実践を振り返り、更なる実践力の向上を図るとともに、人材育成の視点を身に付け又は人材育成の考え方を振り返り、研修修了後の実践・人材育成の取組につなげることを目的とする。

- ① 個別支援の確認及び意思決定支援等の振り返り
- ② 多職種連携や社会資源の活用・調整による「地域づくり」
- ③ 地域アセスメント及び地域の自立支援協議会の活用
- ④ 人材育成のためのスーパービジョンの活用

(3) 主任研修

現任研修の内容より広い視野での「地域づくり」や人材育成の視点を持ち、地域の中核的な相談支援専門員としての役割を実践できるようになることを目的とする。

- ① 相談支援事業所の運営支援
- ② 多職種連携の強化や社会資源の開発による「地域づくり」
- ③ 地域における人材育成の展開

(4) 専門コース別研修

「意思決定支援」、「就労支援」、「障がい児支援」等の分野毎の研修を実施し、上記(1)から(3)までの研修内容や各分野における支援のポイントの深掘り等により、相談支援の質及び専門性の向上を図るとともに、コースによってはサービス管理責任者等研修と合同で実施することで、サービス管理責任者等との連携強化を図ること目的とする。

5 相談支援専門員のキャリアビジョン・役割

研修受講状況や実務経験等に応じて、相談支援専門員に求められる役割は以下のとおりとする。

(1) 初任相談支援専門員【初任研修了～現任研1回目修了(又は実務経験4年目)】

- ① ケアマネジメントプロセスの基本習得・実践
- ② 行政や障害福祉サービス事業所等との連携
- ③ 地域資源の開拓

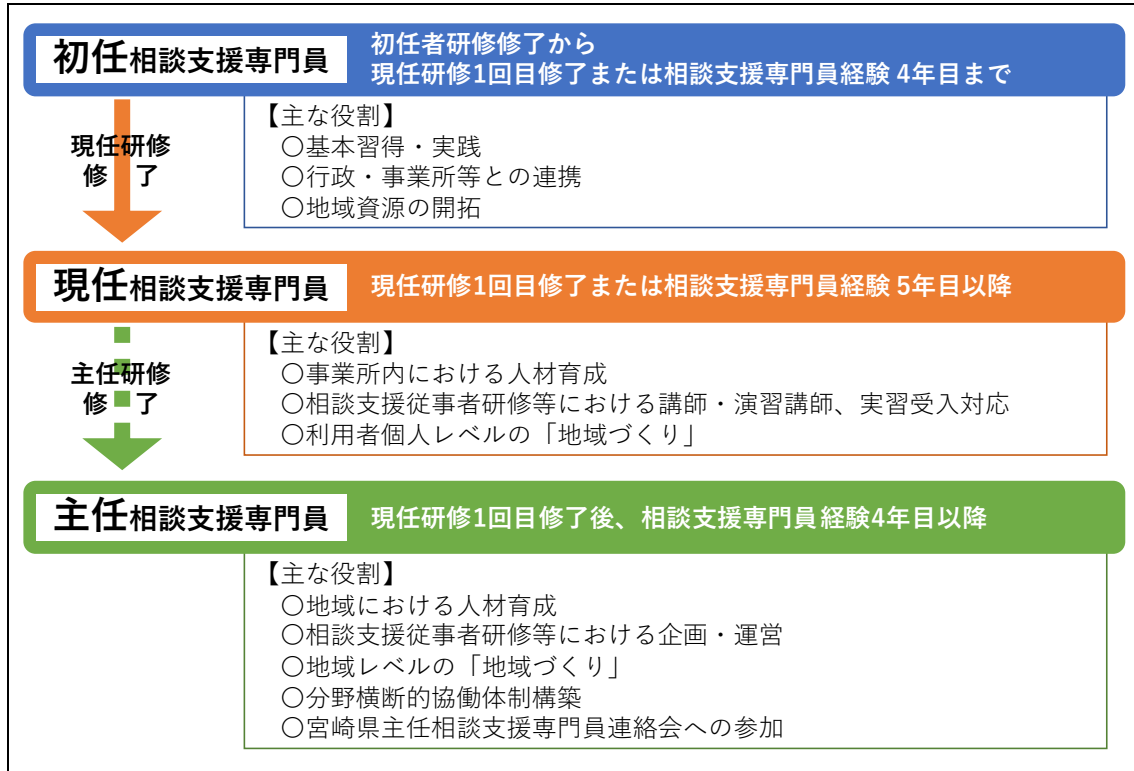
(2) 現任相談支援専門員【現任研1回目修了(又は実務経験5年目)～】

- ① 事業所内における初任者等への助言・指導等による人材育成
- ② 相談支援従事者研修等への講師・演習講師としての参加や実習を通じた人材育成
- ③ 地域資源を活かした利用者個人レベルの「地域づくり」

(3) 主任相談支援専門員【現任研1回目修了後、実務経験4年目～】

- ① 地域における相談支援従事者等への助言・指導等による人材育成
- ② 相談支援従事者研修等における企画・運営を通じた人材育成
- ③ 地域資源の開発等、地域レベルの「地域づくり」
- ④ 地域の自立支援協議会等への関与を通じた分野横断的協働体制構築
- ⑤ 定例の主任相談支援専門員連絡会への参加による主任相談支援専門員同士の連携

【キャリアビジョンイメージ図】



6 行政・関係機関の役割

相談支援従事者の人材育成や地域の相談支援体制の確保・強化について、行政及び関係機関が連携しつつ、果たすべき役割は以下のとおりとする。

(1) 宮崎県

- ① 宮崎県自立支援協議会相談支援部会を中心とした人材育成ビジョンの作成・管理
- ② 相談支援従事者研修等の実施による人材育成
- ③ 市町村や地域の自立支援協議会の取組等支援
- ④ 相談支援体制整備・確保等に係る地域間連携等支援

(2) 市町村

- ① 基幹相談支援センターの設置・機能強化による相談支援体制の確保
- ② 自立支援協議会の活性化・地域生活支援拠点等の整備等による支援体制確保・整備
- ③ 基幹相談支援センター、指定特定・指定障害児相談支援事業所や委託相談支援事業所等との連携による相談支援従事者研修における実習の受入等の実地教育（OJT）の体制確保
- ④ 自立支援協議会等を活用した主任相談支援専門員候補者の選定・推薦

(3) 基幹相談支援センター

- ① 地域の相談支援事業所に対する助言等の事業所・従事者支援
- ② 自立支援協議会や関係機関等との連携による「地域づくり」の推進
- ③ 相談支援従事者研修への講師・演習講師の派遣や相談支援従事者研修における実習の受入等の関与を通じた地域における人材育成
- ④ 事例検討会の実施等を通じた地域の関係機関の連携強化
- ⑤ 定例の基幹相談支援センター連絡会への参加による相談支援専門員同士の連携

(4) 研修実施機関

- ① 相談支援従事者研修等の法定研修の実施・運営
- ② 県や関係機関等との連携による講師・演習講師の確保・育成

(5) 地域自立支援協議会等活性化アドバイザー

- ① 各地域における地域生活支援拠点等の整備や基幹相談支援センターの設置、人材育成、地域資源の開発等に関する指導助言
 - ② 主任相談支援専門員人材の確保及び育成
- (6) 一般社団法人宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会 (MSR)
- ① 相談支援従事者研修等の法定研修の企画及び講師・演習講師の育成
 - ② スキルアップや交流の機会創出のための研修会やインターンシップ研修等の実施

7 相談支援専門員の確保・育成目安等

(1) 相談支援専門員・主任（基幹・その他）数目安

	第7期宮崎県障がい福祉計画及び第3期宮崎県障がい児福祉計画における令和8年度末必要見込量等			人材確保・育成数目安	
	計画 相談支援 (一月あたり)	障害児 相談支援 (一月あたり)	計 (A)	相談支援 専門員 (B : A ÷ 20) (※1)	うち主任 相談支援 専門員 (B ÷ 8) (※2)
宮崎東諸県	1,631名	618名	2,249名	113名	15名
日南串間	167名	55名	222名	12名	2名
都城北諸県	609名	370名	979名	49名	7名
西諸県	175名	162名	337名	17名	3名
西都児湯	414名	149名	563名	29名	4名
日向入郷	414名	71名	485名	25名	4名
宮崎県北部	502名	242名	744名	38名	5名
県全体	3,912名	1,667名	5,579名	283名	40名

※1 相談支援専門員1名一月あたり最大20名の計画作成をすると仮定

※2 相談支援専門員7名に対し、主任相談支援専門員1名と仮定

(2) 相談支援従事者研修の演習講師選定方法

相談支援従事者研修の演習講師は、以下の要件を満たす者として、県の募集に応募し、県が作成する「演習講師登録者名簿」に登録された者の中から、県、研修実施機関及び講師で協議し、地域や経験等のバランスを考慮し選定する。

【要件】

- ① 次の(ア)または(イ)の要件を満たすこと。
 - (ア) 相談支援専門員としての一定期間以上の実務経験を有していること。(具体的には、現任研修を1回以上受講しており、かつ3年以上の実務経験を有していること。)
 - (イ) 令和2年度以降、相談支援従事者研修のファシリテーター業務に携わった経験があり、かつ現に相談支援業務に従事していること。
- ② 地域の自立支援協議会へ参加したことや運営に携わったことがあり、自立支援協議会の役割や必要性を理解し、活用する意欲があること。
- ③ 相談支援従事者初任者研修又は相談支援従事者現任研修に全て出席できること。

(3) 主任相談支援専門員研修受講者選定方法

主任相談支援専門員研修の受講対象者は、以下の要件を満たす者として、市町村と自立支援協議会等の関係機関が協議の上、市町村又は地域の自立支援協議会から推薦を受けた者とする。

【要件】

- ① 現任研修修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等又は障害者相談支援事業

若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が通算して3年以上であること。

② 次の(ア)または(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。

(イ) 相談支援従事者研修又はサービス管理責任者研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。

上記の要件を満たす者からの応募が定員を超過した場合等は、以下の基準により受講者の選考を行う。

【選考基準】

① 要件②の(ア)を満たす者を最優先とする。

② 以下の3つの取組等について、該当する項目が多い者を優先する。

- ・ 地域自立支援協議会の運営に携わっていること又は定期的に参加していること。
- ・ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ・ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること

③ (1)の「人材確保・育成数目安」に対して、不足している地域の者を優先する。

(4) 相談支援従事者指導者養成研修受講者選定方法

相談支援従事者指導者養成研修の受講者は、以下のいずれかの要件を満たす者として、県が宮崎県障がい者自立支援協議会相談支援部会構成員や県内の主任相談支援専門員等に確認した上で選定した者とする。

【要件】

① 現に相談支援に従事しており、相談支援従事者研修の企画・立案に継続的に関与していること。具体的には、相談支援従事者研修において、複数年にわたって研修の企画又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。

② 現に相談支援に従事しており、研修運営の中心となる者又は都道府県において講師養成の中心となる者であること。具体的には、相談支援従事者研修全体の企画や宮崎県障がい者自立支援協議会相談支援部会の構成員又は主任相談支援専門員として、県の人材育成体系の検討に関与している、もしくは人材育成体系の全体像を理解していること。

③ 宮崎県職員であって、相談支援従事者研修又は障害者総合支援法に係る相談支援の体制整備又は自立支援協議会に関する事務を担当していること。

(5) 相談支援従事者研修の統括(初任者研修・現任研修)の選定方法等

相談支援従事者研修の統括(初任者研修・現任研修)は、以下のいずれかの要件を満たす者として、宮崎県障がい者自立支援協議会相談支援部会構成員や県内の主任相談支援専門員等で協議し選定した者とする。

【要件】

① 相談支援従事者指導者養成研修を受講した者又は受講を予定している者。

② 現に相談支援に従事しており、相談支援従事者研修の企画・立案に継続的に関与していること。具体的には、相談支援従事者研修において、複数年にわたって研修の企画又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。

③ 現に相談支援に従事しており、研修運営の中心となる者又は都道府県において講師養成の中心となる者であること。具体的には、相談支援従事者研修全体の企画や宮崎県障がい者自立支援協議会相談支援部会の構成員又は主任相談支援専門員として、県の人材育成体系の検討に関与している、もしくは人材育成体系の全体像を理解していること。

8 県内の相談支援体制

(1) 基幹相談支援センター

	基幹相談支援センター名	市町村	連絡先	メールアドレス
1	宮崎市障がい者総合サポートセンター	宮崎市	0985-63-2688	support-s@my-shakyo.jp
2	そうだんサポートセンターおおぞら	宮崎市	0985-21-1975	soudan@miyazaki-oozora.jp
3	江南よしみ地域生活支援センター	宮崎市	0985-64-1033	yoshimishien@yahoo.co.jp
4	地域生活支援センターすみよし	宮崎市	0985-30-2524	siensumiyoshi@sage.ocn.ne.jp
5	高鍋町障がい者(児)等基幹相談支援センター	高鍋町	0983-35-4611	takanabe-kikan@poplar.ocn.ne.jp
6	新富町障がい者(児)等基幹相談支援センター	新富町	0983-33-4213	shintomi-shakyo@viola.ocn.ne.jp
7	西都市障害者(児)基幹相談支援センター	西都市	0983-32-0114	saitokikan@wine.ocn.ne.jp
8	都農町障がい者(児)等基幹相談支援センター	都農町	090-6212-5284 070-7561-7042	tsunoshakyo0048@earth.ocn.ne.jp
9	川南町障がい者(児)基幹相談支援センター	川南町	0983-32-0282	tiifuku@kawashakyo.com
10	串間市障がい者基幹相談支援センター	串間市	0987-27-3105	kssc@kennan-hospital.or.jp
11	にしもろ基幹相談支援センター	小林市	0984-22-2373	nishimoro-kikan@eos.ocn.ne.jp
12	都城市障がい者(児)等基幹相談支援センター	都城市	0986-26-0294	m-kikancenter@miyakonojoshakyo.or.jp
13	三股町障害者基幹相談支援センター	三股町	0986-57-7337	kikan-sodan@zc.wakwak.com
14	日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター	日向市	0982-54-3010	shirahama-soudansch@ceres.ocn.ne.jp
15	延岡市南部地域基幹相談支援センター	延岡市	0982-29-2720	s.center27201@arrow.ocn.ne.jp
16	延岡市北部地域基幹相談支援センター	延岡市	0982-20-2710	n-hokubukikan@basil.ocn.ne.jp
17	延岡市西部地域基幹相談支援センター	延岡市	0982-20-0717	n-seibukikansoudan@cap.ocn.ne.jp
18	西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター	高千穂町	090-4485-9432	nnwc2041@outlook.jp fukushi@town-takachiho.jp

(2) 主任相談支援専門員

	氏名	事業所名	市町村	連絡先
1	成合栄子	★宮崎市障がい者総合サポートセンター	宮崎市	0985-63-2688
2	串間保昭	MAG 相談サポートセンターこのみち	国富町	0985-72-6700

3	山口麻衣子	★地域生活支援センターすみよし	宮崎市	0985-30-2524
4	押川喜久子	相談サポート オレンジ・ハート	宮崎市	0985-73-8826
5	後藤茂文	★江南よしみ地域生活支援センター	宮崎市	0985-64-1033
6	鶴戸三佳子	サポートハウスえーる	宮崎市	0985-66-0205
7	阪元睦子	★そうだんサポートセンターおおぞら	宮崎市	0985-21-1975
8	堀井伸一郎	相談支援事業所宮崎リハビリテーションセンター	宮崎市	0985-84-2940
9	浦郷美紀	ポケット	宮崎市	0985-89-3181
10	武田倫子	★地域生活支援センターすみよし	宮崎市	0985-30-2524
11	竹原祐二	★高鍋町障がい者(児)等基幹相談支援センター	高鍋町	0983-35-4611
12	下茂保宏	★西都市障害者(児)基幹相談支援センター	西都市	0983-32-0114
13	大石健司	相談支援センター笑顔	新富町	0983-33-0330
14	富田郵子	地域生活支援センターWing	串間市	0987-71-1578
15	吉村広宣	相談支援事業所くるむ	日南市	0987-27-3322
16	大田泰弘	相談支援事業所CONNECT	小林市	070-4375-4481
17	永井マミ	日章野菊の里そうだんサポートセンター	小林市	0984-23-2112
18	川野愛加那	相談支援事業所CONNECT	小林市	070-4495-6262
19	米良智子	みやこのじょう総合相談支援センター糸	都城市	0986-57-0656
20	末永恭	相談サポート音	三股町	0986-77-3123
21	平田誠	相談サポート風の道	都城市	0986-39-4804
22	今屋彰仁	相談支援事業所Pirina	都城市	0986-77-9600
23	久光博之	★日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター	日向市	0982-54-3010
24	笠原由美	★日向市・東臼杵郡障がい児者基幹相談支援センター	日向市	0982-54-3010
25	兒玉さおり	相談支援サポートさわらび	日向市	0982-66-7787
26	甲斐恭子	委託相談支援事業所すくう	椎葉村	0982-67-2525
27	佐藤太朗	★延岡市北部地域基幹相談支援センター	延岡市	0982-20-2710
28	廣池加代子	★延岡市北部地域基幹相談支援センター	延岡市	0982-20-2710
29	甲崎智之	★延岡市西部地域基幹相談支援センター	延岡市	0982-20-0717

★は基幹相談支援センターに所属する者